

労災上積み補償 制度

(労働災害総合保険、傷害総合保険、入院見舞金制度)

労働者の労災事故を補償します。

労災上積み補償制度は、損保ジャパンの労働災害総合保険と傷害総合保険および労災互助会の入院見舞金制度を組み合わせた制度です。

基本補償

被用者が被った業務上災害(通勤途上災害を含みます。)に対し、ご加入者が被災した被用者または、その遺族に政府労災保険の上乗せとして支給する補償金を給付金(※)としてご加入者にお支払いする制度です。

(※)お支払いする保険金を本制度では給付金といいます。

法定外補償規定(以下、規定)を定めているか必ずお申し出ください。定めている場合は規程に定める補償額の範囲内で死亡・後遺障害給付金および休業補償給付金の給付金額を設定してください。規定の補償額を超える給付金額に加入した場合でも規定の補償額を超える金額はお支払いできません。

👥 従業員を守る補償

🏢 経営を守る補償

◎死亡・後遺障害

📄 労災互助会オリジナル
◎入院見舞金

◎災害付帯費用

◎事故解決費用等支援
(使用者賠償責任)



オプション

1. 政府労災保険特別加入者契約 ※詳細については、P11をご確認ください。

2. 政府労災保険未加入者契約

ご加入者の政府労災保険特別加入者、ご加入者および下請負人の政府労災未加入者を補償対象者に含めることができます。

3. 休業補償特約

※詳細については、P12をご確認ください。

業務上災害(通勤途上災害を含みます。)による就業不能期間に対して休業損害を補償します。

4. 使用者賠償責任(有期事業)

※詳細については、P12をご確認ください。

業務上災害(有期事業)により、ご加入者が負担する損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いします。



4つの特長

特長 1

下請負人も補償対象

貴社の全従業員に加え、貴社下請負人の従業員を補償します。



政府労災保険

特長 2

入院見舞金制度

労災互助会独自の制度により労災事故による5日以上の入院に対して入院見舞金をお支払いします。



入院見舞金

特長 3

経営事項審査の加点評価基準を充足する補償内容

経営事項審査(W1)で15ポイントの加点が可能です。

(※)加点ポイントは以下の①~③を満たす必要があります。
①業務上災害と通勤災害のいずれも対象
②従業員および下請負人の従業員をすべて対象
③死亡および後遺障害第1級~第7級まで対象



特長 4

福利厚生さらなる充実

政府労災保険給付の上乗せ補償として、給付金を貴社を通して被災者または被災者のご遺族にお支払いします。



福利厚生

1. 契約方式と補償の対象となる工事

契約方式	補償の対象となる工事
(1) 年間包括契約方式	ご加入者(被保険者)が保険期間中に日本国内で施工するすべての工事(元請・下請工事)および単独の除雪・除草作業 ・甲型JV(共同施工方式)は、原則として除きます(甲型JVの前年実績がある場合は、ご希望により見書等を締結し、年間包括契約方式に含めて加入することもできます。ただし建設工事に付随しない単独の除雪・除草作業は対象外です。また、甲型JVスポット契約方式とは補償範囲が異なりますのでご注意ください。) ・乙型JV(分担施工方式)は年間包括契約方式の対象工事に含まれます。
(2) 甲型JVスポット契約方式	ご加入者(被保険者)が日本国内で施工する甲型JV(共同施工方式)
(3) 下請協力会方式	ご加入者(被保険者)が保険期間中に日本国内で施工する特定元請会社の下請工事および単独の除雪・除草作業

※甲型JV(共同施工方式)の補償に関する注意点は、P30「甲型JV(共同施工方式)を補償するには?」をご確認ください。

2. 補償の対象となる方(被保険者)

ご加入者 ※使用者賠償責任においてはご加入者とご加入者の役員が被保険者となります。

3. 補償対象となる被用者の範囲(基本契約)

有期事業 政府労災保険(有期事業)に加入しているご加入者と下請負人の労働者全員および下請負人の政府労災保険特別加入者 [右表 A・B・D]

継続事業 政府労災保険(継続事業)に加入しているご加入者の労働者全員(労働保険概算確定保険料申告書の事業種類番号と常時使用労働者数による申込みが必要です。)[右表 F] 継続事業のみを補償対象とする契約はできません。

「**下請負人の範囲**」ご加入者(被保険者)が日本国内で施工する工事にかかる下請負契約における請負人(数次の請負による場合のすべての請負人を含みます。)をいいます。

		有期事業	継続事業
ご加入者	社長・役員	C 政府労災保険に特別加入している P11 政府労災保険特別加入者契約(オプション)	G 政府労災保険に特別加入している P11 政府労災保険特別加入者契約(オプション)
	従業員	E 政府労災保険に特別加入していない P11 政府労災保険未加入者契約(オプション)	H 政府労災保険に特別加入していない P11 政府労災保険未加入者契約(オプション)
下請負人	社長・役員	A 政府労災保険加入者	F 政府労災保険加入者
	従業員	D 政府労災保険に特別加入している	A ご加入者の従業員 (アルバイトやパートタイマー等の臨時雇を含みます。)
	一人親方	E 政府労災保険に特別加入していない P11 政府労災保険未加入者契約(オプション)	B ご加入者の下請負人の従業員 C ご加入者の政府労災保険特別加入者 D ご加入者の下請負人の政府労災保険特別加入者 E ご加入者または下請負人の政府労災保険未加入者 F ご加入者の従業員 (アルバイトやパートタイマー等の臨時雇を含みます。)
		D 政府労災保険に特別加入している	G ご加入者の政府労災保険特別加入者 H ご加入者の政府労災保険未加入者

・継続事業のみを補償の対象とする契約はできません。

・ご希望により海外派遣者(第3種特別加入者)も補償の対象となる被用者に含めることもできます(フリープランによる設計となります)。

●給付金をお支払いする主な場合、お支払いできない主な場合はP23~24をご確認ください。

●給付金の請求状況や、事故件数によっては契約のご継続をお断りすることがあります。

4. 補償内容と給付金額等

(1) 死亡補償給付金・後遺障害補償給付金(1口あたり) ※最高6口までご加入いただけます。

死亡		後遺障害			
I型	II型	I型	II型	I型	II型
800万円		1級	1,200万円	8級	300万円
		2級	1,200万円	9級	200万円
		3級	1,200万円	10級	100万円
		4級	700万円	11級	80万円
		5級	600万円	12級	60万円
		6級	500万円	13級	40万円
		7級	400万円	14級	20万円

(注) 同一の被用者が被った身体障害については、死亡補償給付金と後遺障害補償給付金の重複支払いは行わず、いずれが高い金額を限度とします。

※ご加入者を通じて被災した被用者またはその遺族にお支払いします。

(2) 入院見舞金 (加入口数に関係なく、被災者1名につき右表の給付額のお支払いとなります。)

※労災互助会が独自で運営する入院見舞金制度です。

入院日数	給付額
5日以上20日未満	5万円
20日以上	10万円

(3) 災害付帯費用

① 死亡災害付帯費用

加入口数	給付金額
1~2口	100万円
3~4口	150万円
5~6口	200万円

事業主が通常負担する費用(葬費、代金など)として事業主へ被災者1名につき、加入口数に応じた給付金をお支払いします。

② 後遺障害災害付帯費用

加入口数	給付金額	加入口数	給付金額
1~2口	20万円	1~2口	10万円
3~4口	35万円	3~4口	20万円
5~6口	50万円	5~6口	30万円

後遺障害8~14級 (II型に加入の場合のみ対象)

(4) 事故解決費用等支援給付金(使用者賠償責任) 1事故あたり(1口あたり) 100万円 最大600万円(6口)

業務上災害(通勤途上災害を含みます。)に伴う被災者やご遺族の方との損害賠償責任の解決のために支出する示談交渉、和解、訴訟の弁護士費用等、および賠償金について補償します。なお、給付金額は、基本契約の口数に応じた金額が限度となります。

- ・政府労災保険の保険給付が決定されることが給付金お支払いの条件となります。
- ・業務上災害のみを対象としていますが、災害が業務上か否かの認定は政府労災保険の認定に従います。
- ・訴訟等になる場合は、事前に損保ジャパンにご連絡いただけます。

オプション

オプション 1

政府労災保険特別加入者契約

※政府労災保険特別加入者契約のみの加入はできません。

ご加入者の政府労災保険第1種特別加入者を補償の対象に含めることができます。政府労災保険第1種特別加入者が全員補償の対象となりますので、事業種類ごとの人数をお申し出ください。給付の種類と金額はP11の4.補償内容と給付金額等から(4)の「事故解決費用等支援給付金」を除いたものとなります。 ※1口あたりの掛金は事業種類ごとの人数(ご加入者の政府労災保険第1種特別加入者全員)により算出します。 ※政府労災保険(第1種特別加入)に加入していない当会員の事業主、役員等は、補償の対象となりません。

・保険期間の途中でのご加入はできません。

オプション 2

政府労災保険未加入者契約

※政府労災保険未加入者契約のみの加入はできません。

ご加入者および下請負人の政府労災未加入者(一人親方等)を補償の対象に含めることができます(就業中のみの補償となります)。記名式の引受となりますので対象者の氏名・性別・生年月日・従事する業務をお申し出ください。被災者1名・1口あたりの給付金の種類と給付金額は下表のとおりです(入院見舞金は加入口数に関係なく被災者1名につき下表の給付金額のお支払いとなります)。

給付金の種類		給付金額/1口(6口限度)
死亡給付金	事故日から180日以内に死亡した場合	800万円
後遺障害給付金	事故日から180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて給付されます。(死亡・後遺障害給付金額の4%~100%)	32万円~800万円
入院見舞金	入院日数 5日以上 20日未満	5万円
	20日以上	10万円

1口あたりの掛金は職種別と人数により算出します。 ※P11.4(3)の「災害付帯費用」、(4)の「事故解決費用等支援給付金」はお支払いの対象とはなりません。 ※死亡給付金および後遺障害給付金は、損保ジャパンの傷害総合保険です。入院見舞金は、労災互助会が独自で運営する入院見舞金制度です。

・保険期間の途中でのご加入はできません。

オプション 3

休業補償特約

業務上災害(通勤途上災害を含みます。)による休業期間に対する休業損害を補償します。

(1) 補償対象者 基本契約およびオプション加入により補償対象者となる方

(2) 給付金額 以下の3つのプランからお選びください。

休業補償給付金 (1日あたり)	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	5,000円	3,000円	2,000円

補償対象者	補償内容		
	支払対象外日数	支払対象期間	給付限度日数
①ご加入者の従業者[有期事業](アルバイトやパートタイマー等の臨時雇を含みます。)	3日	3年	1,092日
②下請負人の従業者[有期事業]			
③ご加入者の政府労災保険特別加入者(オプション加入有の場合)			
④下請負人の政府労災保険特別加入者			
⑤ご加入者従業者[継続事業](アルバイトやパートタイマー等の臨時雇を含みます。)(基本契約で補償対象とした場合)			
⑥ご加入者および下請負人の政府労災保険未加入者(オプション加入有の場合)			
	2年	730日	

※①~⑤は損保ジャパンの労働災害総合保険、⑥は損保ジャパンの傷害総合保険です。

※休業期間の認定は、政府労災保険の認定に従います。ただし、政府労災保険未加入者の認定は、損保ジャパンが行います。

- ・保険期間の途中でのご加入はできません。
- ・甲型JVスポット契約方式では、休業補償特約の加入はできません。

オプション 4

使用者賠償責任(有期事業のみ)

業務上災害(有期事業)によりご加入者が負担する損害賠償金および解決のために支出する費用をお支払いします。

- ・政府労災保険等の保険給付が決定されることが給付金お支払いの要件となります。
- ・この保険では、業務上災害(通勤途上災害を含みます。)のみを対象としておりますが災害が業務上か否かの認定は政府労災保険の認定に従います。
- ・保険期間の途中でのご加入はできません。

(1) 対象とする被用者の範囲

①ご加入者の従業者[有期事業](アルバイトやパートタイマー等の臨時雇を含みます。)	P10記載表の A
②下請負人の従業者[有期事業]	P10記載表の B
③下請負人の政府労災保険特別加入者	P10記載表の D

(2) 給付金額 以下の3つのプランからお選びください。

1事故あたりのてん補限度額	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	1億円	5,000万円	3,000万円

(3) お支払いする給付金

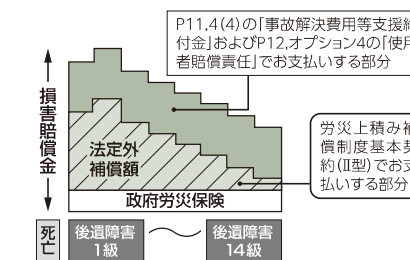
- ①被災した被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金(※)
 - ・死亡や後遺障害の場合の逸失利益(本人の得べかり利益の喪失)・休業損失・慰謝料
- ②争訟費用(訴訟等になる場合は、事前に損保ジャパンにご連絡いただけます)
 - ・訴訟や調停に持ち込まれた場合は、それに要する費用や弁護士報酬についても給付金のお支払いの対象となります。

※争訟費用は、損害賠償金の額がこの保険のてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償金額に対する割合をもってお支払いします。 ※賠償給付金は損害賠償金以下(金額の合計額を超える場合にその超過分についてのみ、てん補限度額を限度としてお支払いします)。

- ・政府労災保険等から支払われるべき金額
- ・自動車損害賠償責任保険等から支払われるべき金額
- ・法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払われるべき金額
- ・法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険の法定外補償条項から支払われるべき金額

〈ケース1〉

法定外補償規定を定めており、法定外補償規定(死亡、後遺1級~14級)の全部を労災上積み補償制度基本契約(II型)で補償している場合。



〈ケース2〉

法定外補償規定を定めておらず、労災上積み補償制度基本契約(死亡、後遺1級~7級)(I型)で補償している場合。

